

議案第 1 4 号

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例（昭和 5 7 年墨田区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 3 号ウ」を「第 3 号」に改め、同条第 2 項中「同条第 3 号ウ」を「同条第 3 号」に改める。

第 2 4 条中「並びに第 3 号ア及びイ」を削り、同条の表中「及び第 3 号ウ」を「及び第 3 号」に、「同条第 3 号ウ」を「同条第 3 号」に改める。

別表第 1 1 貸切りの場合の部太平四丁目集会所の項の次に次のように加える。

東駒形集会所	2,400円	3,100円	3,100円
梅若橋集会所	2,400円	3,100円	3,100円

別表第 2 東駒形集会所の項及び梅若橋集会所の項を削る。

付 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

東駒形コミュニティ会館及び梅若橋コミュニティ会館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。